

# 平和運動センター通信 原水禁ヒロシマニュース

- 発行：広島県平和運動センター  
原水爆禁止広島県協議会（広島県原水禁）
  - 〒733-0013 広島市西区横川新町7-22 自治労会館 1階
  - Tel:082-503-5855 FAX:082-294-4555
  - E-mail:h-heiwa@chive.ocn.ne.jp
  - 広島県原水禁 ホームページ <http://www.hiroshimaken-gensuikin.org/>
  - ブログ：<http://kokoro2016.cocolog-nifty.com/shinkokoro/>
- ー子どもや孫たちに、戦争も核もない、美しい地球を！ー

No.282  
2026年  
4月号  
(4月10日)

発行責任者  
大瀬敬昭  
(事務局長)

## フクシマを忘れない! さようなら原発ヒロシマ集会を開催

東京電力福島第一原発事故から15年となる3月11日、原爆ドーム前で「フクシマを忘れない さようなら原発ヒロシマ集会」が約200人の参加で開催されました（主催＝県原水禁を事務局とする集会実行委員会）。

女性会議の貴田月美さんの司会で始まった集会は、呼びかけ人を代表して岡田和樹さんがあいさつしました。

岡田さんは、福島原発事故で上関原発計画にも終止符が打てるものと思っていたものの、原発計画は継続され、さらに核廃棄物処分場も作られようとしている現状を紹介した後、自身が取り組む三原市にある「本郷処分場」の問題を提起しました。

その中では、処分場の下流から基準値を超える鉛やPFASなどが検出され、下流住民が井戸水を飲めなくなるなどの被害が出ていること。さらには、本郷処分場でも、福島周辺12都県からの、放射性物質を含む可能性のある産廃の受け入れがはじまっていることなどが報告され、「いつの間にか、有害物や拒否してはたはずの放射能が身の回り

### 《今後の主な予定》

- 4月13日(月) 県原水禁常任理事会（自治労会館）
- 4月18日(土) 「核も戦争もない平和な世界を」市民の集い（広島YMCA他）
- 4月21日(火) 平和フォーラム総会・原水禁全国委員会（東京・連合会館）
- 4月23日(木) ヘイトにNO!全国キャンペーン広島集会（広島弁護士会館）
- 4月24日(金) 中国電力要請行動（中国電力）
- 4月25日～5月2日 NPT再検討会議原水禁派遣団訪米
- 4月26日(日) チェルノブイリデー座り込み（慰霊碑前）
- 5月3日(日) 5.3憲法集会（県民文化センター）
- 5月15日～17日 復帰54年、第49回沖縄平和行進（沖縄）
- 6月13日(土) 平和な世界をつくるのは私たち！  
中国ブロック平和集会（福山みやび）

にあふれ、気が付いた時にはもう取り返しがつかない。そんなのはもう嫌です」と訴えました。

続いて、福島からのメッセージとして、会津放射能情報センター代表の片岡輝美さんのメッ



ッセージが紹介されました。片岡さんは「あの時、この国は終わるのではないかと恐れ慄きました。しかし 15 年でまるで原発核災害など終わったかのように、いいえ、なかったかのように、国や電力会社は原発回帰を強行しています」と現状への危機感を表明。その上で、「私たちが為すべきことは明らかです。それは、黙することではなく、『核兵器も原発もいらない、なぜなら、核と人類は共存できないのだから』と語り続けること」と訴えました。

避難者からの訴えは、福島原発ひろしま訴訟弁護団の一員で、自身も福島原発事故で福島県郡山市から広島市に避難している石森雄一郎さん（弁護士）。

石森さんは事故以前、原発に対して「全く無関心だった」としながら、以下のように当時の状況を振り返りました。

「原発の屋根が吹っ飛んだのを見て、さすがにまずいとはわかった。そこで、妊娠初期だった妻をその日のうちに新潟空港から大阪経由で実家の広島に帰すことにした。妻は『一緒に来て欲しい』と言ったが、両親のこと、仕事のこともあって冷たく対応した。妻を見送り郡山に帰って、何も考えないで生きてきたことが罪だと思った」。

## NPT 再検討会議への 県原水禁派遣団が記者会見

4 月 27 日から 5 月 22 日まで米ニューヨークの国連本部で NPT 再検討会議が開かれます。そこに合わせて原水禁は全国から代表団として 25 人を派遣します。3 月 30 日には広島からの 10 人が広島市役所で記者会見を開き、抱負を語りました。

### 【広島県原水禁派遣団】

秋葉忠利さん（原水禁顧問・前広島市長）、高橋克浩さん（県原水禁代表委員）

黒瀬直也さん・宮下崇斉さん・草地篤さん・前西優太さん（自治労県本部）

上野勢以子さん（全国被爆二世協）

下田梨央さん・寺本凜香さん（高校生平和大使）

牟田悠一郎さん（元高校生平和大使の大学生・通訳）



その上で、「（放射能の影響がわからないだけに）あらゆる場所で喧嘩が起きる。学校でも地域でも。どぶさらいもやるかどうかで意見が分かれる。家庭の中でも漬物が食べられるかどうかと喧嘩に。ありとあらゆるコミュニティで」と話した後に、「私の家でも、福島に残るかどうかで…。こっち（広島）に来てからも」と自身の体験を赤裸々に話されました。

石森さんは最後に、「みなさんも同じ。近隣にある原発でもし事故がおきたら、同じようになる。必ずなる。福島の事故もとてつもない事故だが、結果として色んな偶然が重なって不幸中の幸いであのレベルの事故で収まっている。もう一回事故が起こったら、日本に住めなくなるかもしれない。危険か安全かという問題にとどまらず、家庭の中に争いが起こることを忘れないでほしい」と参加者に訴えました。

続いて、上関原発止めよう！広島ネットワークの溝田一成さんから、「島根原発止めよう！上関『中間』貯蔵施設計画を撤回させよう！」と題して報告がされ、アピール文を採択しました。

集会後参加者は、中国電力前までデモ行進をおこないました。なお、集会では「島根原発でのプルサーマル発電の中止や上関への中間貯蔵施設建設の断念などを求めた中国電力宛ての要請を全体の拍手で確認し、後日、中国電力への要請を行う事を確認しました。

## 部落解放県共闘会議が総会と学習会

部落解放広島県共闘会議は 3 月 4 日、自治労会館で第 38 回総会および学習会を開催、約 70 人が参加しました。

総会は、副議長の大宮弘子さん（部落解放同盟）の司会で始まり、自治労の古川和明さんを議長に選出、続いて高橋克浩県共闘議長があいさつしました。

高橋議長は、狭山第 3 次再審裁判が石川一雄さんの急逝で終了し、現在は妻の早智子さんが引き継ぎ、第 4 次再審請求が申し立てられていることを紹介しながら改めての支援を参加者に求めました。また、再審法の改正に向けた議論が国会でも進んでいる中、その動きに逆行し、証拠開示の範囲を限定し、再審開始決定に対する検察の不服申し立て権限を維持する内容の法制審議会答申が出されようとしていることを取り上げ、「権力そして権力を持つ者が有利となるような法整備がされようとしている」と厳しく批判しました。

議案提案は、2025 年度活動報告および 2026 年度活動方針を頼信直枝事務局長、決算報告・予算案を大瀬敬昭事務局次長が行い、満場の拍手ですべての議案が了承されました。

総会に続いての学習会は、高教組の本畝朋子さんが司会。「再審法改正の現状と問題点」と題して鴨志田祐美さん（弁護士）から講演が行われました。鴨志田さんは、大崎事件第 5 次再審弁護団共同代表で、政府の法制審議会刑事法（再審関係）部会委員も務め再審法改正に関わられてきました。

鴨志田さんはまず、冤罪事件の具体例として袴田さんの再審無罪となった事件を取り



上げ、「事件から 58 年、最初の再審請求から 43 年もの歳月がかかった」とし、その原因を「検察官は、有罪の主張を立証するために必要な証拠だけを寄りすぐって裁判所に出すから、無罪方向の証拠を隠し持ったまま有罪が確定してしまうということが起こる」と説明しました。その上で、「再審段階で初めて隠されていた捜査機関が隠し持っていた証拠が明らかになって、それが決め手となって最審開始、最審無罪となっていく事件が多いが、証拠開示のルールが今の制度にはない」と現状の問題点を指摘しました。

また、再審が決定して以降も検察官による不服申し立てができるため、さらに再審までに何年もの時間が費やされていく問題点も明らかにされました。鴨志田さんが弁護を務める大崎事件は 1979 年の事件で、2002 年に最初の再審開始決定が出ています。しかし、検察による不服申し立ての結果、高裁や最高裁が再審開始を棄却し、「すでに延べ 3 回にわたって裁判所が再審開始を決めたのに、いまだに再審が開始されていない。（犯人とされた）原口彩子さんは事件当時 52 歳で、今 98 歳ですよ。98 歳でこれから第 5 次再審を始めました。本当にこんなことでいいんですか」と強く参加者に語り掛けました。

続いて、議員立法として提案されてきた再審法改正案の中身は以下の 4 点になると説明されました。①前の裁判に関わった人は同じ事件では後の裁判には関わってはいけない②再審請求審における手続規定の整備③再審請求人が証拠開示を請求したら、裁判所は、原則として検察官に証拠を出しなさい、という証拠開示を命じなければならない義務付け規定と、裁判所の権限で証拠開示を幅広く命じることができるという規定④再審開始決定に対する検察官の不服申し立ては全面禁止。

しかし、こうした法改正に否定的な法制審議会の答申が出されることとなります。

法制審議会は法務省主導で検察官が主導権を握り、その内容は次の通り。①証拠開示の「範囲」を限定②開示証拠の目的外使用禁止規定の導入③再審開始決定に対する検察官の不服申し立ては残され「法改正の趣旨に全く逆行した内容」（鴨志田弁護士）となりました。

こうした状況を説明した上で鴨志田さんは、「今回取りまとめられたものはそのままいけば、間違いなく最新法の改悪になってしまいます。世論を作っていかなければなりません」と参加者に呼びかけました。

## 「ヘイトに NO!全国キャンペーン広島集会」

差別や偏見、排他的な考えや行動が大手を振って広がっています。出自や性別・国籍や思想にかかわらず、憲法理念をいかし平和に生きる多文化・共生社会の実現を求めるための集まりです。多くの皆さんの参加をお願いします。

日 時：4 月 23 日（木）18 時～20 時

場 所：広島弁護士会館（2 階）

主 催：平和運動センター・スクラムにむかひ島

内 容：講演と訴え

講演：鳥井一平さん（移住者と連帯する全国ネットワーク＝移住連）

訴え：外国人労働者からの訴え